

令和2年3月26日  
京都市文化市民局  
〔担当：共生社会推進室〕  
TEL：366-0322

## 「京都市人権文化推進計画」改訂版の策定について

京都市では、これまで、「京都市人権文化推進計画」に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりに向けて、様々な取組を行ってまいりました。今年度は、同計画（計画年度：平成27（2015）～令和6（2024）年度）の中間年に当たることから、社会状況の変化に対応するため、外部の視点からの施策点検を行う京都市人権文化推進懇話会や専門意見聴取会、市民の皆様からの御意見をいただきながら、同計画の改訂を進めてまいりました。

この度、「京都市人権文化推進計画」改訂版を策定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改訂の考え方

「京都市人権文化推進計画」の改訂に当たっては、計画の基本理念や方針、構成を踏まえながら、計画策定時以降の社会状況の変化や人権に関する市民意識調査（平成30（2018）年11月実施）の結果に対応し、京都市人権文化推進懇話会や専門意見聴取会、市民意見募集（令和元（2019）年11月18日～12月17日）で御意見をいただきながら、本市の人権施策をより総合的、効果的に推進するため、人権の各重要課題における改訂を中心に行いました。

#### 2 主な改訂点

- (1) 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法等の法制度の整備を反映
- (2) 「刑を終えて更生を目指す人」及び「LGBT等の性的少数者の人権尊重」について、この間の社会情勢や本市の取組状況等を踏まえ、単独の【重要課題】に位置付け
- (3) 「北朝鮮当局による拉致問題等」について、解決に向けて国民の関心と認識を深めることが重要なため、【様々な課題】に新たに記載

#### 3 「京都市人権文化推進計画」改訂版の概要

別紙のとおり

## 「京都市人権文化推進計画」改訂版の概要

## 1 計画の構成（下線\_\_\_\_\_は改訂における新しい項目）

**第1章 基本的な考え方**

- 1 人権の基本的な考え方
- 2 計画の位置付け及び計画期間
- 3 計画の目標～10年後（令和6（2024）年度）の目指す姿
- 4 人権施策の分類
- 5 人権施策の基本理念と基本方針

**第2章 各重要課題について**

- ・女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- ・子どもを共に育む社会づくり
- ・高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- ・障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- ・ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- ・多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- ・安心して働き続けられる職場づくり
- ・感染症患者等の人権尊重
- ・犯罪被害者等の人権尊重
- ・刑を終えて更生を目指す人 **新規項目**（単独の重要課題に位置付け）
- ・ホームレスの人権尊重と自立支援
- ・高度情報化社会における人権尊重
- ・LGBT等の性的少数者の人権 **新規項目**（単独の重要課題に位置付け）
- ・様々な課題
  - （アイヌの人々，婚外子，北朝鮮当局による拉致問題等 **新規に記載**
  - 東日本大震災に起因する人権問題）

**第3章 人権施策の推進**

- 1 教育・啓発
- 2 保障
- 3 相談・救済

**第4章 計画の推進**

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関，関係団体等との連携
- 3 進行管理と評価

## 2 計画期間

平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間

改訂時期：令和2年3月

## 3 計画の目標～10年後（令和6（2024）年度）の目指す姿

- 市民や企業・団体等が、人権文化の息づくまちを目指して、家庭、地域、職場等において、自らが行動する社会
- ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障され、また、そのために互いを認め合い、つながりを持ち、支え合う社会
- 人権に関わる問題が発生した場合に、市民が安心して相談をすることができ、また、救済を受けられる体制が整備されている社会

## 4 基本理念

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

- ・ 京都は、これまでからひとりひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちを目指して、市民等と行政の協働の下、人権課題に取り組み、大きな成果を挙げてきたまちです。
- ・ これまで積み上げてきた成果を更に発展させ、新たな課題に対しても果敢に取り組み、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまち」、すなわち「人権文化の息づくまち・京都」を、みんなの力を合わせてつくっていきます。

## 5 基本方針

- ・ 市民との協働による人権文化の土壌づくり
- ・ 人権尊重の理念を基調とした行政の推進
- ・ 社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進
- ・ 各部局の連携による総合的な人権施策の推進

## 6 計画の周知方法

令和2年3月26日（木）午後3時から、文化市民局共生社会推進室のホームページ（京都市情報館）に公開します。

文化市民局共生社会推進室ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000265248.html>

なお、今後周知用の冊子を作成し、4月上旬頃から市役所、各区役所・支所、市立図書館等に配架します。

(参考)

・ 計画改訂までの経過

	京都市人権文化推進懇話会における意見聴取	人権に関する市民意識調査, パブリックコメント
平成30年11月		人権に関する市民意識調査 11月1日～11月15日
12月		
平成31年1月		
2月		
3月	3月22日 第29回京都市人権文化推進懇話会	結果報告
4月		
令和元年5月		
6月		
7月	7月30日 第30回京都市人権文化推進懇話会	
8月		
9月		
10月	10月29日 第31回京都市人権文化推進懇話会	
11月	京都市人権文化推進計画改訂版(案)の策定	パブリックコメント(京都市人権文化推進計画改訂版(案)に対する市民意見募集) 11月18日～12月17日
12月	12月4日 専門意見聴取会	
令和2年1月		
2月	2月6日 専門意見聴取会 2月28日 第32回京都市人権文化推進懇話会	結果報告
3月	京都市人権文化推進計画改訂版の策定	

- ・ **計画の位置付け**

本計画は、全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン(京都市基本計画)」に基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方等を示すものです。

本計画を着実に推進することで、「誰ひとり取り残さない」という人権尊重を基本理念とするSDG sの達成に貢献していきます。

- ・ **「京都市人権文化推進計画」改訂(案)に係る市民意見募集の結果**

(1) 実施期間 令和元年11月18日(月)～12月17日(火)

(2) 意見数 意見者数：136人・2団体 意見総数：197件

(3) 意見概要 御意見の要旨及び本市の考え方については、京都市ホームページ(※)に掲載しています。

※URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000258935.html>